

○安城市体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和53年 6 月27日安城市条例第34号

改正

昭和53年12月22日安城市条例第61号

昭和55年 6 月28日安城市条例第21号

昭和56年 3 月27日安城市条例第 7 号

昭和57年 3 月26日安城市条例第 7 号

昭和59年 3 月27日安城市条例第10号

昭和60年 3 月29日安城市条例第12号

昭和60年 6 月28日安城市条例第37号

昭和62年 6 月24日安城市条例第24号

平成元年 3 月25日安城市条例第16号

平成 2 年 6 月26日安城市条例第19号

平成 2 年12月25日安城市条例第42号

平成 4 年 3 月26日安城市条例第 8 号

平成 6 年 3 月28日安城市条例第 9 号

平成 6 年12月26日安城市条例第48号

平成 7 年12月26日安城市条例第43号

平成 9 年 3 月26日安城市条例第17号

平成 9 年12月24日安城市条例第43号

平成11年 3 月24日安城市条例第 9 号

平成12年 3 月23日安城市条例第16号

平成12年 9 月28日安城市条例第44号

平成12年12月21日安城市条例第58号

平成13年 3 月23日安城市条例第16号

平成13年 9 月28日安城市条例第32号

平成14年12月24日安城市条例第41号

平成17年 3 月25日安城市条例第11号

平成17年 6 月30日安城市条例第40号

平成27年 3 月25日安城市条例第22号

平成28年12月26日安城市条例第72号

平成29年12月25日安城市条例第48号

平成30年 3 月27日安城市条例第21号

令和元年 7 月 1 日安城市条例第22号

令和 2 年 6 月29日安城市条例第31号

令和 4 年 3 月25日安城市条例第 7 号

令和 6 年 3 月27日安城市条例第 9 号

令和 6 年 3 月27日安城市条例第10号

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例

安城市体育施設の設置および管理に関する条例（昭和41年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、体育施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 体育の振興及び普及並びに健康の増進を図るため、施設を別表第 1 のとおり設置する。

（職員）

第 3 条 安城市体育館に館長その他必要な職員を置く。

（施設の利用）

第 4 条 施設を利用しようとする者は、安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に条件を付けることができる。

（利用の許可の制限）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可をしない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 施設の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他教育委員会が、施設を利用させることが適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、教育委員会規則で定めるところにより、別表第2から別表第5までに定める額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例及びこれに基づく規則の規定に違反し、又は利用の許可に付けられた条件若しくは教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の禁止)

第10条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は附属設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、施設及び附属設備を目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復その他利用者の義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終えたとき又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止命令を受けたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければ

ならない。

- 2 利用者は、故意又は過失によって施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 次に掲げる安城市レジャープール（以下「レジャープール」という。）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) レジャープールの利用に関する業務
- (2) レジャープールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の書類の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき審査し、指定管理者として最も適した者を選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用及び安全な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画の内容が利用者に対するサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理業務を安定して行う能力を有するものであること。

- 3 指定管理者の指定は、前項の規定により選定した者につき、その期間を定め、議会の議決を経て行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(報告の聴取等)

第16条 教育委員会は、レジャープールの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継

続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者が受ける損害については、教育委員会はその賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は第14条の規定による指定管理者の指定をすることができない場合において、市長及び教育委員会は、必要があると認めるときは、新たに指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、その権限に属する管理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、この条例の規定中当該管理業務に係る指定管理者に関する規定（第20条を除く。）は市長又は教育委員会に関する規定として市長又は教育委員会に適用があるものとし、同条の規定は適用しない。

（原状回復その他指定管理者の義務）

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、管理業務に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、故意又は過失によって管理業務に係る施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（レジャープールの管理に係る規定の読替え）

第19条 管理業務を指定管理者に行わせている場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項中「安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表第2から別表第5までに定める額の使用料（以下「使用料」とあるのは「別表第4に定める額の利用料金（以下「利用料金」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条及び第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書、第9条及び第10条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第22条第1項中「使用料」とあるのは「利

用料金」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金の収入)

第20条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(教育委員会規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第22条 詐欺その他不正の行為により、第6条の規定による使用料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第2項の規定による利用の許可に付けられた条件に違反して施設を利用した者

(2) 第9条第1項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令に違反して施設を利用した者

(3) その他不正の方法により利用の許可を受けて施設を利用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。ただし、秋葉プールに関する部分は、昭和53年7月16日から施行する。

(安城市市営プールの設置および管理に関する条例の廃止)

2 安城市市営プールの設置および管理に関する条例（昭和39年条例第17号）は、廃止する。

(安城市使用料及び手数料条例の一部改正)

3 安城市使用料及び手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公の施設の利用安城市市営プール使用料の項、安城市陸上競技場の項、安城市野球場の項、バレーボールコート及びテニスコートの項を削る。

(経過規定)

4 この条例施行の際、現に安城市市営プールの設置および管理に関する条例第3条又は改正前の

安城市体育施設の設置および管理に関する条例第 3 条の規定により許可を受けている者は、この条例第 3 条の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和53年12月22日安城市条例第61号）

この条例は、昭和54年 1 月21日から施行する。

附 則（昭和55年 6 月28日安城市条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、昭和55年 7 月 1 日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年 3 月27日安城市条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月26日安城市条例第 7 号）

- 1 この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、昭和 57年 4 月 1 日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年 3 月27日安城市条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、昭和 59年 5 月 1 日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 3 月29日安城市条例第12号）

- 1 この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 及び別表第 3 その 1 の規定は、昭和60年 4 月 1 日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 6 月28日安城市条例第37号）

この条例は、昭和60年 7 月21日から施行する。

附 則（昭和62年 6 月24日安城市条例第24号）

この条例は、昭和62年 7 月26日から施行する。

附 則（平成元年 3 月25日安城市条例第16号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成元年 4 月 1 日以後に施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 6 月26日安城市条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年12月25日安城市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月26日安城市条例第 8 号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第 2 条の規定は平成 4 年 4 月 1 日から（中略）施行する。
- 3 第 2 条の規定の施行の際、現に改正前の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて西部運動広場の利用の許可を受けている者は、新条例の規定に基づいて西部運動広場の利用の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成 6 年 3 月28日安城市条例第 9 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年12月26日安城市条例第48号）

- 1 この条例は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年12月26日安城市条例第43号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月26日安城市条例第17号）

- 1 この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成 9 年 7 月 1 日以後に施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者については、な

お従前の例による。

附 則（平成 9 年12月24日安城市条例第43号）

この条例は、平成10年 1 月18日から施行する。

附 則（平成11年 3 月24日安城市条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成11年 7 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定に基づく利用の許可のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成12年 3 月23日安城市条例第16号）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 9 月28日安城市条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 に安城市スポーツセンターの項を加える改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。（平成13年 3 月安城市教委規則第 8 号で、同13年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成12年12月21日安城市条例第58号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成13年 4 月 1 日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 に掲げる施設の利用の許可については、平成13年 4 月 1 日前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により平成13年 4 月 1 日前に同日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、同日前においても施設の利用の許可に係る新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成13年 3 月23日安城市条例第16号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 9 月28日安城市条例第32号）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(1) 別表第2(その2)の改正規定 平成13年10月1日

(2) 別表第2(その1)の改正規定及び別表第2(その3)の改正規定 平成13年12月9日

(3) 別表第3(その1)の改正規定 平成14年1月4日

2 改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、それぞれの施行日以後に施設を利用する者について適用し、同日前に施設を利用する者については、なお従前の例による。

3 新条例別表第1に規定する安城市陸上競技場、和泉公園運動広場及び安城市体育館の利用の許可については、それぞれの施行日前においても行うことができる。

4 前項の規定によりそれぞれの施行日前に同日以後の同項に規定する施設の利用の許可を受けた者からは、同日前においても施設の利用の許可に係る新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則(平成14年12月24日安城市条例第41号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日安城市条例第11号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日安城市条例第40号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定の手續その他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、平成18年4月1日前においてもすることができる。

3 改正後の第14条第1項に規定する手續を行う者がなかった場合又は同条第2項に規定する審査の結果指定管理者として適した者がなかった場合は、改正後の第13条の規定にかかわらず、同条に掲げる業務は、当分の間、市が行うものとする。

附 則(平成27年3月25日安城市条例第22号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日安城市条例第72号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2、別表第3及び別表第5の規定は、平成29年4月1日以後に施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の際現に指定管理者として指定する者の指定期間満了日（指定を取り消した場合にあっては、取り消した日）の翌日以後に施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月25日安城市条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 市長は、この条例の施行日前においても、改正後の別表第2（その3）、別表第3（その1）及び（その2）並びに別表第5（その3）に規定する施設又は設備の利用に必要な行為をすることができる。

附 則（平成30年3月27日安城市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日安城市条例第22号）

改正

令和2年6月29日安城市条例第31号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 別表第2（その3）ロッカーの項を削る改正規定及び別表第3（その2）天がい昇降装置の項を削る改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日
 - （2） 別表第4備考第7項の改正規定、同表備考に第8項を加える改正規定、別表第5（その2）備考第7項の改正規定及び同表備考に第8項を加える改正規定並びに附則第3項の規定 令和元年7月20日
 - （3） 別表第1安城市西部グラウンドゴルフ場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改

正規定、別表第 2（その 1）安城市テニスコート（以下「テニスコート」という。）の項の改正規定（「（以下「テニスコート」という。）」を削る部分に限る。）、同表和泉公園運動広場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定、同表備考の改正規定及び別表第 2（その 2）和泉公園運動広場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日（令和元年 12 月安城市教育委員会規則第 5 号で、同 2 年 1 月 5 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の別表第 2（その 1）から別表第 5（その 3）までの規定は、この条例の施行の日以後に安城市体育施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市体育施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の別表第 4 備考第 7 項及び別表第 5（その 2）備考第 7 項の規定により発行されている前払式利用券並びに同号に掲げる規定による改正後の別表第 5（その 2）備考第 7 項の規定により発行される磁気カード型前払式利用券は、令和 2 年 9 月 30 日までの利用に係る同号に掲げる規定による改正後の別表第 4 に規定する利用料金及び令和 3 年 10 月 3 日までの利用に係る同号に掲げる規定による改正後の別表第 5（その 2）に規定する使用料の納付に使用し、又は当分の間、同号に掲げる規定による改正後の別表第 4 備考第 7 項に規定する I C カード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。
- 4 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前においても、秋葉公園テニスコートの利用に必要な行為をすることができる。

附 則（令和 2 年 6 月 29 日安城市条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 2 日から施行する。
（安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年安城市条例第 22 号。以下「令和元年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(経過措置)

- 3 令和元年改正条例による改正前の別表第4備考第7項及び別表第5（その2）備考第7項の規定により発行されている前払式利用券は、当分の間、この条例による改正後の別表第5（その2）備考第7項に規定するＩＣカード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の別表第5（その2）備考第7項の規定により発行されている磁気カード型前払式利用券は、令和2年9月30日までの利用に係る令和元年改正条例による改正後の別表第4に規定する利用料金及び令和3年10月3日までの利用に係るこの条例による改正後の別表第5（その2）に規定する使用料の納付に使用し、又は当分の間、令和元年改正条例による改正後の別表第4備考第7項に規定するＩＣカード型前払式利用券及びこの条例による改正後の別表第5（その2）備考第7項に規定するＩＣカード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。

附 則（令和4年3月25日安城市条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日安城市条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日安城市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）名称及び位置

名称	位置
安城市陸上競技場	安城市新田町池田上1番地
安城市野球場	安城市新田町池田上1番地
安城市テニスコート	安城市新田町新定35番地
安城市ソフトボール場	安城市新田町新定47番地
安城市多目的グラウンド	安城市池浦町池上111番地1
和泉公園運動広場	安城市和泉町大海古1番地
安城市体育館	安城市新田町新定山41番地8
安城市レジャープール (マーメイドパレス)	安城市和泉町大下23番地1

安城市スポーツセンター	安城市新田町新定41番地
安城市西部グラウンドゴルフ場	安城市福釜町釜ヶ淵120番地
秋葉公園テニスコート	安城市大山町1丁目7番地1

備考 名称の欄の（ ）内の名は、当該施設の愛称を示す。

別表第2（その1）（第6条関係）

屋外体育施設使用料

名称	区分	単位	金額
安城市陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）	専用利用	2時間	3,130円
	会議室	2時間	260円
安城市野球場（以下「野球場」という。）	A面	2時間	1,180円
	B・C面 （1面につき）	2時間	970円
	本部席 （放送設備を含む。）	1回	2,960円
安城市テニスコート	A～J面 （1面につき）	2時間	650円
	本部席 （放送設備を含む。）	1回	1,630円
安城市ソフトボール場（以下「ソフトボール場」という。）	A面	2時間	1,370円
	B面	2時間（午後5時まで）	1,180円
		1時間（午後5時から）	580円
	本部席 （放送設備を含む。）	1回	2,960円
安城市多目的グラウンド （以下「多目的グラウンド」という。）	半面	2時間	470円
和泉公園運動広場	A面	2時間	970円

	B 面	2 時間	480円
秋葉公園テニスコート	A・B 面 (1 面につき)	1 時間	230円

備考

- 1 利用時間の単位（安城市テニスコート及び秋葉公園テニスコートを除く。）は、次のとおりとする。ただし、ソフトボール場B面の午後5時からの利用時間の単位は、午後5時から午後6時まで又は午後6時から午後7時までとし、和泉公園運動広場の利用時間の単位は、午前6時から午前8時まででは除外するものとする。

- (1) 午前6時から午前8時まで
- (2) 午前8時30分から午前10時30分まで
- (3) 午前10時30分から午後0時30分まで
- (4) 午後1時から午後3時まで
- (5) 午後3時から午後5時まで
- (6) 午後5時から午後7時まで
- (7) 午後7時から午後9時まで

- 2 安城市テニスコートの利用時間の単位は、次のとおりとする。

- (1) 午前6時から午前8時まで
- (2) 午前8時から午前10時まで
- (3) 午前10時から正午まで
- (4) 午後1時から午後3時まで
- (5) 午後3時から午後5時まで
- (6) 午後5時から午後7時まで
- (7) 午後7時から午後9時まで

- 3 秋葉公園テニスコートの利用時間の単位は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午前10時まで
- (2) 午前10時から午前11時まで
- (3) 午前11時から正午まで
- (4) 正午から午後1時まで

- (5) 午後 1 時から午後 2 時まで
 - (6) 午後 2 時から午後 3 時まで
 - (7) 午後 3 時から午後 4 時まで
 - (8) 午後 4 時から午後 5 時まで
 - (9) 午後 5 時から午後 6 時まで
 - (10) 午後 6 時から午後 7 時まで
 - (11) 午後 7 時から午後 8 時まで
 - (12) 午後 8 時から午後 9 時まで
- 4 スポーツの目的で利用する場合で、入場料又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、この表に定める額の 4 倍の額とする。
 - 5 営利宣伝の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の 8 倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の 12 倍の額とする。
 - 6 スポーツ及び営利宣伝以外の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の 4 倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の 6 倍の額とする。
 - 7 土曜日、日曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日という。以下同じ。）に利用する場合の使用料は、この表に定める額の 1.2 倍の額とする。
 - 8 中学生以下の者のみ（指導者及び監督者がいる場合を含む。）が利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。
 - 9 利用時間の単位（安城市テニスコートを除く。）に従い利用する場合以外について、特に許可を受けて利用する場合の使用料は、30 分までごとに、この表に定める額の 30 分に相当する額とする。
 - 10 安城市テニスコートの利用時間の単位に従い利用する場合以外について、特に許可を受けて利用する場合の使用料は、1 時間までごとに、この表に定める額の 1 時間に相当する額とする。
 - 11 第 4 項から前項までの規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの項に規定する倍率を乗じて得た倍率を適用する。
 - 12 使用料の計算において、10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
 - 13 陸上競技場会議室使用料は、会議室のみ使用の場合に徴収する。

14 陸上競技場を個人で利用する場合の使用料は、次のとおりとする。

大人（高校生以上） 1 人 1 回につき 100円

小人（中学生以下） 1 人 1 回につき 50円

15 前項の場合においては、10回分の料金で11回利用することのできる回数利用券により使用料を納付することができる。

別表第 2（その 2）（第 6 条関係）

屋外体育施設夜間照明設備使用料

区分		単位	金額
陸上競技場		30分	1,290円
野球場	A 面	30分	2,350円
	B・C 面（1 面につき）	30分	2,030円
テニスコート	A～J 面（1 面につき）	30分	370円
多目的グラウンド	全面	30分	1,750円
	半面	30分	1,160円
ソフトボール場	A 面	30分	1,600円
和泉公園運動広場	A 面	30分	1,530円
	B 面	30分	1,530円
	A 面及び B 面を同時に使用する場合で別に教育委員会が定める点灯方式	30分	1,750円
秋葉公園テニスコート	A・B 面（1 面につき）	30分	370円

備考 中学生以下の者のみ（指導者及び監督者がいる場合を含む。）が利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額（10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第 2（その 3）（第 6 条関係）

屋外体育施設附属設備等使用料

区分		単位	金額
陸上競技場放送設備		1 回	1,630円
陸上競技用器具 (放送設備を含む。)		1 回	5,500円
野球場放送設備		1 回	1,310円
ソフトボール場放送設備		1 回	1,310円
ソフトボール	全面表示の場合	30分	550円
場電光得点表示装置	得点判定表示のみの 利用の場合	30分	320円
多目的グラウンド放送設備		1 回	1,310円

別表第 3（その 1）（第 6 条関係）

安城市体育館使用料

区分	金額（2 時間につき）	
	午前・午後	夜間
体育場（12分の 1）	410円	660円
卓球場（16分の 1）	170円	240円
剣道場（半面）	930円	1,560円
柔道場（半面）	930円	1,560円
弓道場	1,100円	1,750円
第 1 会議室	150円	190円
第 2 会議室	220円	280円
第 3 会議室	250円	320円
第 4 会議室	550円	710円
大会議室	1,610円	2,100円
講師控室	210円	270円

卓球器具 1 組当たり	170円	240円
-------------	------	------

備考

- 1 利用時間（2時間）の単位は、次のとおりとする。
 - （1） 午前 午前10時から正午まで
 - （2） 午後 午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時まで
 - （3） 夜間 午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時まで
- 2 スポーツの目的で利用する場合で、入場料等を徴収するときは、この表に定める額の4倍の額とする。
- 3 営利宣伝の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の8倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の12倍の額とする。
- 4 スポーツ及び営利宣伝以外の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の4倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の6倍の額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は祝日に利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.2倍の額とする。
- 6 中学生以下の者のみ（指導者及び監督者がいる場合を含む。）が利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。
- 7 利用時間の単位に従い利用する場合以外について、特に許可を受けて利用する場合の使用料は、1時間までごとに、この表に定める額の1時間に相当する額とする。
- 8 体育場の全面を利用する者が、当該利用に係る準備又は原状回復のために体育場の全面を利用する場合の体育場の12分の1の面積に係る使用料は、この表に定める額の3分の1に相当する額とする。
- 9 第2項から前項までの規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの項に規定する倍率を乗じて得た倍率を適用する。
- 10 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
- 11 弓道場及びランニングコース（体育場内）を個人で利用する場合の使用料は、大人（高校生以上）1人1回につき100円、小人（小学生及び中学生）1人1回につき50円とする。
- 12 前項の場合においては、10回分の料金で11回利用することのできる回数利用券により使用料を納付することができる。
- 13 冷暖房を利用する場合は、実費として市長が定める額を徴収する。

- 14 卓球器具 1 組当たりの使用料は、大会議室において専用利用することなく卓球を行う場合に適用する。この場合において、大会議室の使用料は徴収しないものとする。

別表第 3（その 2）（第 6 条関係）

安城市体育館附属設備等使用料

区分		単位	金額
電光得点表示装置		1 時間	350円
体育場照明	小光量	1 時間	350円
	中光量	1 時間	740円
	大光量	1 時間	1,120円
	最大光量	1 時間	1,910円
舞台設備		一式	790円
放送設備		一式	1,630円
携帯用放送設備		一式	530円
電源コンセント		1 KW	150円
シャワー		1 回	100円

別表第 4（第 6 条関係）

安城市レジャープール使用料

区分		単位			金額
一般 利用	プール	1 人 1 回につき	個人	大人	510円
				小人	200円
		1 人 1 回につき	団体（20 人以上）	大人	410円
				小人	160円
	トレーニングルーム	1 人 1 回につき	個人	大人	200円
専用 利用	25メートルプール	1 コース 1 時間につき		大人	2,500円
				小人 (幼児用コースにあつては、1,150円)	1,670円

備考

- 1 「大人」とは小人以外の者を、「小人」とは中学生以下の者をいう。
- 2 専用利用は、一般利用に及ぼす支障が大きいと教育委員会が認める期間以外の期間において、競技会その他これに類する催しを行う場合に限り、することができる。
- 3 専用利用する場合において、競技会用器具（放送設備を含む。）を利用するときは、1日につき2,200円の使用料を別に徴収する。
- 4 土曜日、日曜日又は祝日に専用利用する場合の使用料は、前項に定める使用料を除き、この表に定める額の1.2倍の額とする。
- 5 個人が一般利用する場合において、次に掲げる区分に該当するときの使用料は、その該当する区分（2以上の区分に該当する場合にあっては、これらのうち最も高い率であるいずれか1つの区分）に定める率をこの表に定める額に乗じて得た額を減じた額とする。
 - （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - （2） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - （4） 満65歳以上の者が利用するとき。 20パーセント
- 6 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
- 7 個人が一般利用する場合の使用料は、ICカード型前払式利用券により納付することができる。ICカード型前払式利用券に1回当たり入金することができる額は、次の各号に掲げる額とし、当該各号に定める率で割り引いた額の入金をもって当該各号に定める額の入金があったものとし、入金された後は返金しないものとする。
 - （1） 15,000円 30パーセント
 - （2） 5,000円 10パーセント
 - （3） 2,000円 10パーセント

- 8 個人が一般利用する場合であって、法人が使用料を納付するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数分の料金でプールを当該各号に定める回数利用することのできるレジャープール回数利用券を購入することにより使用料を納付することができる。

(1) 大人 21回分 30回

(2) 小人 21回分 30回

別表第 5（その 1）（第 6 条関係）

安城市スポーツセンター使用料（プール及びトレーニングルーム以外）

区分	金額（2 時間につき）	
	午前・午後	夜間
アリーナ（8 分の 1）	410円	660円
エアロビクスルーム	2, 200円	2, 850円
第201会議室	130円	160円
第202会議室	210円	270円
研修室	530円	700円

備考

- 利用時間（2 時間）の単位は、次のとおりとする。
 - 午前 午前10時から正午まで
 - 午後 午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 3 時から午後 5 時まで
 - 夜間 午後 5 時から午後 7 時まで又は午後 7 時から午後 9 時まで
- スポーツの目的で利用する場合で、入場料等を徴収するときは、この表に定める額の 4 倍の額とする。
- 営利宣伝の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の 8 倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の12倍の額とする。
- スポーツ及び営利宣伝以外の目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときはこの表に定める額の 4 倍、入場料等を徴収するときはこの表に定める額の 6 倍の額とする。
- 土曜日、日曜日又は祝日に利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.2倍の額とする。
- 中学生以下の者のみ（指導者及び監督者がいる場合を含む。）が利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。

7 利用時間の単位に従い利用する場合以外について、特に許可を受けて利用する場合の使用料は、1 時間までごとに、この表に定める額の 1 時間に相当する額とする。

8 アリーナの全面を利用する者が、当該利用に係る準備又は原状回復のためにアリーナの全面を利用する場合のアリーナの 8 分の 1 の面積に係る使用料は、この表に定める額の 3 分の 1 に相当する額とする。

9 第 2 項から前項までの規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの項に規定する倍率を乗じて得た倍率を適用する。

10 使用料の計算において、10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第 5（その 2）（第 6 条関係）

安城市スポーツセンター使用料（プール及びトレーニングルーム）

区分		単位			金額	
一般 利用	プール	1 人 1 回につき	個人	大人	510円	
				小人	200円	
			団体 (20人以上)	大人	410円	
				小人	160円	
	トレーニングルーム	1 人 1 回につき	個人	大人	510円	
専用 利用	25メートルプール	1 コース 1 時間につき			大人	2, 500円
					小人	1, 670円
		全コース	3 時間につき (競技会用設備を含む。)	大人	41, 900円	
				小人	31, 420円	
			延長 1 時間につき	大人	10, 470円	
				小人	6, 970円	
	幼児プール	1 時間につき			小人	2, 400円

備考

- 「大人」とは小人以外の者を、「小人」とは中学生以下の者をいう。
- 25 メートルプール全コースの専用利用は、大会、競技会その他これに類する催しを行う場合に限り、することができる。
- 競技会用設備とは、本部席、幼児プール及び自動審判計測装置をいう。

- 4 土曜日、日曜日又は祝日に専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.2倍の額とする。
- 5 個人が一般利用する場合において、次に掲げる区分に該当するときの使用料は、その該当する区分（2以上の区分に該当する場合にあっては、これらのうち最も高い率であるいずれか1つの区分）に定める率をこの表に定める額に乗じて得た額を減じた額とする。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - (2) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき。 50パーセント
 - (4) 満65歳以上の者が利用するとき。 20パーセント
- 6 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
- 7 個人が一般利用する場合の使用料は、I Cカード型前払式利用券により納付することができる。I Cカード型前払式利用券に1回当たり入金することができる額は、次の各号に掲げる額とし、当該各号に定める率で割り引いた額の入金をもって当該各号に定める額の入金があったものとし、入金された後は返金しないものとする。
 - (1) 15,000円 30パーセント
 - (2) 5,000円 10パーセント
 - (3) 2,000円 10パーセント
- 8 個人が一般利用する場合であって、法人が使用料を納付するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数分の料金でプール又はトレーニングルームを当該各号に定める回数利用することのできるスポーツセンター回数利用券を購入することにより使用料を納付することができる。
 - (1) 大人 21回分 30回
 - (2) 小人 21回分 30回

別表第 5（その 3）（第 6 条関係）

安城市スポーツセンター附属設備等使用料

区分		単位	金額
本部席 (放送設備を含む。)		1 回	1,630円
放送設備		一式	1,100円
携帯用放送設備		一式	530円
電光得点表示装置		一式	760円
電源コンセント		1 KW	150円
シャワー		1 回	100円
アリーナ及びプールの照明	小光量	1 時間	350円
	中光量	1 時間	740円
	大光量	1 時間	1,120円
自動審判計測装置		1 コース 1 回	760円
ペースメーカー		1 時間	1,100円